

令和7年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校 入学選考実施要項

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ・ 特別支援学校さいたま桜高等学園 | ・ 特別支援学校羽生ふじ高等学園 |
| ・ 入間わかかさ高等特別支援学校(職業学科) | ・ 川越特別支援学校川越たかしな分校 |
| ・ 草加かがやき特別支援学校草加分校 | ・ 大宮北特別支援学校さいたま西分校 |
| ・ 越谷西特別支援学校松伏分校 | ・ 上尾特別支援学校上尾南分校 |
| ・ 騎西特別支援学校北本分校 | ・ 春日部特別支援学校宮代分校 |
| ・ 川口特別支援学校鳩ヶ谷分校 | ・ 狭山特別支援学校狭山清陵分校 |
| ・ 久喜特別支援学校白岡分校 | ・ 三郷特別支援学校三郷北分校 |
| ・ 上尾かしの木特別支援学校大宮商業分校 | |
| ・ 所沢おおぞら特別支援学校新座柳瀬分校 | |

1 募集人員

募集人員は、令和6年8月30日(金)までに決定し、別途通知する。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ、(4)及び(5)に該当する者でなければならない。ただし、特別支援学校高等部又は高等学校、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和7年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和7年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校もしくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校もしくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 保護者とともに県内に居住している者
- (5) 知的障害がある者(療育手帳を有する者もしくは知的障害である旨の医師の診断を受けた者)で、自力通学が可能な者
- (6) 県外に居住する者で、本県への転居等の事情により高等部職業学科及び高等部分校への入学を希望する者は、出願前に志願先校長と相談する。志願先校長は、速やかに県教育委員会と協議を行う。

3 通学区域

高等部職業学科及び高等部分校においては、通学区域を設けない。

4 出願手続

入学志願者は、以下のとおりの手続とする。

(1) 入学願書等の請求

入学志願者は、志願先の校長に入学願書(高等部職業学科志願者については様式一高1-1、高等部分校志願者については様式一高1-2)、令和7年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学志願者調査書(以下「入学志願者調査書」という。)(様式一高2)、学習の記録等通知書(様式一高3)、その他関係書類を直接請求する。

(2) 入学願書等の提出期間等

ア 提出期間及び受付時間

令和7年1月9日（木）及び1月10日（金）
受付時間は、
1月9日（木）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
1月10日（金）は、午前9時から正午まで

イ 提出先

入学志願者は、入学願書等を持参の上、志願先校長に提出する。

ウ 入学願書等の代理人による提出について

入学志願者が、急病その他やむを得ない事情で入学願書等の提出ができない場合は、保護者及び中学校が入学志願者代理として入学願書等を志願先校長へ提出することができる。なお、代理人による提出を行う場合は、事前に志願先校長へ中学校長より連絡を行うこと。

(3) 出願に必要な書類

ア 入学願書（様式－高1－1 又は 様式－高1－2）

高等部職業学科については、募集は学科毎に行い、特別支援学校さいたま桜高等学園については第3志望まで、特別支援学校羽生ふじ学園及び入間わかくさ高等特別支援学校については第2志望まで申し出ることができる。

イ 入学志願者調査書（様式－高2）

ウ 療育手帳の写し（療育手帳の写しを提出できない場合は知的障害である旨の医師の診断書の写し）

(4) 受検票の交付

入学願書を受理した校長は、所定の受検票（様式－高4）を交付する。

(5) 入学選考手数料

無料とする。

(6) 学習の記録等通知書の通知

入学志願者調査書（様式－高2）を作成した特別支援学校長及び中学校長、並びに義務教育学校長及び中等教育学校長（以下「中学校長等」という。）は、学習の記録等通知書（様式－高3）を入学願書等の提出期間の第1日目の10日前までに、入学志願者の保護者に通知する。

5 事前相談

入学志願者は出願手続の前に、志願先の学校で実施する事前相談を必ず受けること（志願先変更を考える学校においても事前相談を受けること）。

6 併願

高等部職業学科又は高等部分校に入学願書を提出した者は他の高等部職業学科及び高等部分校へ、同時に「入学願書」を提出することはできない。

7 志願先変更

(1) 入学志願者は、次の期間内において1回に限り、他の高等部職業学科及び高等部分校に志願先を変更または同一校の志願先（学科）変更をすることができる。

令和7年1月14日（火）及び1月15日（水）
受付時間は、
1月14日（火）は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
1月15日（水）は、午前9時から正午まで

- (2) 志願先変更を希望する者は、中学校長等を経て、「志願先変更願」（様式一高5）及び受検票を、先に出願した校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式一高6）の交付を受けた後、新たに出願手続をとらなければならない。〔同一校の志願先（学科）変更を行う場合も同様な手続を行う。〕

8 志願取消し

志願取消しを希望する者は、中学校長等を経て「志願取消届」（様式一高7）及び受検票を速やかに志願先校長に提出しなければならない。

9 入学選考日、選考場所及び選考方法、受検者の心得

(1) 入学選考日及び選考場所

ア 入学選考日

令和7年1月21日（火）及び22日（水） 午前8時45分から

イ 選考場所 出願した各県立特別支援学校

(2) 選考方法

学力検査（国語・数学各40分）、運動能力検査（60分）、作業能力検査（一人につき10分～15分程度）、面接（一人につき10分～15分程度）、中学校長等の作成した調査書に基づいて総合的に選考を行う。

詳細については、各特別支援学校の生徒募集要項による。

(3) 当日の持ち物について

受検票、鉛筆、消しゴム、上ばき、運動着（上下）、昼食、その他志願先校長が指示するもの（受検票参照）

また、下敷き、計算機、計算機能や辞書機能等のある時計、携帯電話などの、受検に不要な物を携行してはならない。

(4) 検査等の日程

* 1月21日（火）

諸注意	8：45～ 9：15
検査1（学力検査：国語）	9：30～10：10
検査2（学力検査：数学）	10：30～11：10
検査3（作業能力・運動能力検査）	11：30～
（昼食・休憩は検査3の時間内に1時間程度設定するものとする）	

* 1月22日（水）

諸注意	8：45～ 8：50
検査4（面接）	9：00～
（昼食・休憩は検査4の時間内に1時間程度設定するものとする）	

※ 学力検査（国語・数学）は一斉に実施する。

※ 作業能力検査・運動能力検査・面接の上記日程については参考とする。

※ 作業能力検査・運動能力検査・面接は受検者を分けて実施する。

※ 詳細は、各学校の指示に従う。

(5) 志願先学校への集合等について

ア 余裕をもって、早めに到着するようにすること。

イ 交通事故等にあわないように、十分注意すること。

ウ 選考会場に着いたら、掲示されている案内図や諸注意等をよく読み、係の先生の指示に従うこと。また、わからないことがあったら、近くの先生に聞くこと。

エ 遅刻をした場合は、すみやかに受付係の先生に申し出て指示を受けること。

オ 急病や事故など、やむを得ない事情により受検できなくなった場合は、すみやかに出身中学校等へ連絡し、校長からの指示を受けること。

10 追検査

- (1) 急病その他やむを得ない事情で検査及び面接をすべて欠席した志願者は、令和7年1月27日（月）に実施する追検査を受検することができる。
- (2) 検査中に急な体調不良により、検査を継続することが難しいと判断された志願者は令和7年1月27日（月）に実施する追検査を受検することができる。ただし、体調不良の申し出があった時点で終了していない検査時間以降の検査に限る。
- (3) 中学校長は、志願者が選考を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先特別支援学校長に連絡するとともに「追検査受検願」（様式－高10）を令和7年1月22日（水）正午までに志願先特別支援学校長に提出すること。
- (4) 志願先特別支援学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式－高11）を交付すること。
- (5) 追検査の会場は、志願先県立特別支援学校が指定する場所とする。

11 選考

校長は、校長を委員長とする入学選考委員会を設けて、別に定める「令和7年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学選考要領」に従い、選考を厳正に行うものとする。

12 入学許可候補者の発表

(1) 入学許可候補者の発表

1	日 時	令和7年1月29日（水）午前9時
2	場 所	出願した各県立特別支援学校
3	方 法	受検番号を掲示する。 校長は、受検票を確認し、選考結果通知書（様式－高8）を入学許可候補者に交付する。

- (2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、正午までに志願先校長から必要書類を受け取ること。
- (3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退する場合、保護者（未成年後見人）は、辞退理由を記した入学辞退届（様式－高9）を、中学校長等を経て、令和7年1月30日（木）正午までに志願先校長に提出しなければならない。
なお、令和7年1月30日（木）正午以降においても、保護者の転勤等やむを得ない事由で辞退しようとする場合については、速やかに入学辞退届を提出することとする。
- (4) 入学許可候補者となった者で「入学辞退届」を提出しない者は、県公立高等学校及び他の県立特別支援学校に出願できない。
この場合の入学許可候補者とは、高等部職業学科及び高等部分校の入学許可候補者発表の際に、各県立特別支援学校において受検番号を掲示された者をいう。

13 欠員補充

入学許可候補者数が募集人員に満たない場合は、当該特別支援学校長は、令和7年1月30日（木）から2月5日（水）までに欠員補充を行う。

その際、令和7年1月30日（木）午後2時に各教育事務所（支所を含む）に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会特別支援教育課のホームページにも掲載する。

なお、志願する学校での事前相談を実施していない志願者については、出願前に事前相談を実施する。

14 その他

(1) 校長が報告するもの

ア 校長は、本実施要項に基づき生徒募集要項及び必要書類を作成し、令和6年9月末日までに県教育局県立学校部参事兼特別支援教育課長宛て報告する。

イ 別に定める「令和7年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校入学選考に係る事務処理要項」に従い、志願状況、学力検査及び受検状況等を作成し、県教育局県立学校部参事兼特別支援教育課長宛て報告する。

(2) 志願状況等の情報提供について

特別支援教育課ホームページ等において入学志願者数、入学志願確定者数、学力検査受検状況等の情報提供を行う。

(特別支援教育課の県立特別支援学校入学選考URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/nyuusen.html>)

(3) 入学志願者は、急病その他やむを得ない事情で入学選考日に受検できない場合、その事由を証明する書類を、中学校長等を経て当日までに志願先校長に提出する(様式自由)。ただし、「追検査受検願」(様式-高10)を提出した場合は不要とする。

(4) ここに定めるもののほか、入学選考に関する必要な事項及び特別な事態が生じた場合に校長は、県教育委員会と協議を行う。

(5) 令和7年度埼玉県立特別支援学校高等部職業学科・高等部分校の入学選考に係る職業学科・分校欠員補充で入学許可候補者とならなかった者に対する高等部入学選考の追加募集について

職業学科・分校欠員補充で入学許可候補者とならなかった者は、令和7年2月5日(水)に県立特別支援学校高等部へ願書を追加提出することができる。